

**学校保健安全法に定める  
出席停止となる学校感染症と出席停止期間**

|                        | 感染症名   | 出席停止期間の基準   |  |
|------------------------|--|---|--|
| 第1種                    | エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱<br>痘そう、南米出血熱<br>ペスト、マールブルグ病<br>ラッサ熱、急性灰白髄炎(ポリオ)<br>ジフテリア、重症急性呼吸器症候群(SARS)<br>鳥インフルエンザ(H5N1) | 治癒するまで<br><br>(左記以外に、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」<br>第六条第七項から第九項までに規定する「新型インフルエンザ等感染症」<br>「指定感染症」及び「新感染症」は、第1種の感染症とみなす) |  |
| 第2種                    | インフルエンザ<br>(鳥インフルエンザ<H5N1>除く)  | 発症(発熱)した後5日を経過し、かつ解熱後2日を経過するまで  |  |
|                        | 新型コロナウイルス感染症   | 発症した後5日を経過し、かつ症状が軽快した後1日を経過するまで   |  |
|                        | 百日咳  | 特有の咳が消える、または5日間の抗菌性物質製剤による治療終了まで  |  |
|                        | 麻疹(はしか)  | 解熱後3日を経過するまで  |  |
|                        | 流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)  | 腫れが出た後5日を経過し、全身状態が良好になるまで   |  |
|                        | 風疹(3日ばしか)  | 発疹がすべて消失するまで  |  |
|                        | 水痘(水ぼうそう)  | すべての発疹が痂皮化するまで  |  |
|                        | 咽頭結膜熱(プール熱)  | 主要症状消退後2日を経過するまで  |  |
| 第3種                    | 結核、髄膜炎菌性髄膜炎  | 病状により医師によって感染のおそれがないと認められるまで  |  |
|                        | コレラ、細菌性赤痢<br>腸管出血性大腸菌感染症<br>腸チフス、パラチフス<br>流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎   | 病状により医師によって感染のおそれがないと認められるまで  |  |
|                        | その他の感染症  | 溶連菌感染症  | 病状により医師によって感染の恐れがないと認められるまで<br><br>(学校教育活動において流行を広げる可能性があり、<br>医師において感染の恐れがあると認められた場合に出席停止とする) |
|                        |  | A型肝炎、B型肝炎   |  |
|                        |  | 手足口病<br>ヘルパンギーナ   |  |
|                        |  | 伝染性紅斑(りんご病)   |  |
|                        |  | マイコプラズマ感染症  |  |
| 感染性胃腸炎(ノロウイルス、ロタウイルス等) |  |   |  |

学校感染症と診断された場合は、以下の通りご対応ください。

担任(または担任代行や養護教諭)に速やかにご報告ください。  
出席停止期間中も、SCHOOL AID HOMEを利用して欠席連絡を入力してください。

**〈新型コロナウイルス感染症の場合〉**

・「新型コロナウイルス感染症報告書」について「保護者」が記入し、登校再開日に保健室に提出してください。

**〈インフルエンザの場合〉**

・登校許可証明書下部の「インフルエンザ報告書」の太枠、太下線部について「保護者」が記入し、登校再開日に保健室に提出してください。

**〈その他の学校感染症の場合〉**

・「医師」が記入した「登校許可証明書」を、登校再開時に保健室に提出してください。  
・医師により登校を控えるように指示された場合のみ、登校許可証明書を記入いただきください。  
・登校許可証明書発行時に文書料が発生する場合、または登校再開のための再受診が不要とされた場合に限り、登校許可証明書の医師記入欄を保護者記入に代えることができます。その場合は、その旨を余白に記入してください。